

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号                   | Q  | A  |
|----------------------|--|--|
| <b>事業全体について</b>      |  |  |
| 1                    | 本事業の目的は何ですか？                                 | 国際情勢の変動等による原油等の価格高騰の長期化やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の企業活動の不安定化が懸念されています。<br>そこで、都内中小企業者が自ら使用する電気を、自ら安定的に供給できるよう、創電・蓄電の取組みを重層的に推し進めることで、経営基盤を強化し、都内経済全体の安定化を図れるよう、相談窓口を開設するとともに、専門家の派遣や助成金により支援を行う事業を実施します。 |
| 2                    | 本事業は今までも公社で実施されていましたか？                       | 令和5年度から実施した事業となります。令和6年度は2回目です。  |
| 3                    | 本事業は、年1回だけの募集ですか？令和6年度中に追加募集をする予定はありますか？     | 令和6年度は年1回の募集で終了する予定です。追加募集については、現時点ではお答えできません。   |
| 4                    | 本事業での支援予定件数はどれくらいですか？                        | 専門家派遣事業については、100事業者を見込んでおります。先着順で支援規模に達し次第、募集終了となりますので、お早めにお申し込みください。  |
| 5                    | 本事業は来年度も実施しますか？                              | 令和7年度の予算が確定していないので、お答えできません。   |
| 6                    | HTTとは何ですか？                                   | 東京都が気候危機への対応だけでなく、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を「④へらす・①つくる・①ためる」の三つの切り口で対策を企業等に促す取組です。   |
| 7                    | 本事業の「創電・蓄電に関する取組」とあるが具体的にはどのようなものがイメージされますか？ | 創電：太陽光発電装置や小型の風力発電、蓄電：蓄電池等になります。自動車は対象とはなりませんのでご注意ください。  |
| 8                    | 太陽光発電を設置して、売電収入による事業計画を検討しているが、本事業は対象となるか？   | 本事業は、中小企業者が自らエネルギー自給の安定化を図り、経営基盤を強化することが目的なので、売電を直接的な目的とする事業計画は対象外です。  |
| 9                    | 居住部分は助成金の対象となりますか                            | 居住部分に係る経費は対象外です。発電設備の場合は、電力契約が明確に分けられ、事務所等事業専用部分のみで利用することが確認出来た場合に限り、助成対象となります。  |
| <b>HTT経営相談窓口について</b> |  |  |
| 1                    | HTT経営相談とはなんですか？                              | 中小企業者の経営基盤の強化という観点から、エネルギーの自給の安定化等に関する相談に応じます。   |
| 2                    | 相談費用はいくらですか？                                 | 相談費用は無料です。   |
| 3                    | 相談方法の流れについて教えてください。                          | 事前予約が必要です。相談方法は、来社/電話/オンライン/メールをお選びいただけます。詳細はHPをご参照ください。   |
| 4                    | 相談員はどのような方ですか？                               | 中小企業診断士等が相談対応します。  |
| 5                    | 本事業の専門家派遣や助成金申請するためには、HTT経営相談は必須ですか          | 本事業の専門家派遣や助成金申請に必須ではありません。   |

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号               | Q   | A   |
|------------------|---|---|
| <b>専門家派遣について</b> |   |   |
| 1                | 本事業の専門家派遣とは何ですか？  | 経営基盤の強化に向けた創電・蓄電に関する取組を検討している中小企業者からの申込に対し、専門家が事業所等を訪問し、現地調査を行い、助言等を実施します。派遣終了後は支援レポートを作成し、事業者にお渡しします。  |
| 2                | 専門家派遣の流れについて教えてください   | ①専門家派遣 申込受付→②申込内容確認→③専門家派遣支援事業者決定→④専門家派遣 訪問日日程調整→⑤専門家派遣 実施  |
| 3                | 専門家派遣と助成金はどういう繋がりがあるのですか？   | 専門家派遣をご利用された事業者のみが助成金に申請いただけます。   |
| 4                | 申込の方法を教えてください。  | まずは本事業HPに掲載している申込フォームからお申込みください。先着順で本申込を受け付けます。   |
| 5                | 専門家派遣費用が最大2回無料とのことですが、1回目の派遣終了後にまだ募集していれば、再度申込可能ということでしょうか？         | 申込は1事業者1回のみとなります。1回のお申込みで最大2回までの派遣となります。  |
| 6                | 専門家派遣はオンライン（Zoom等）でできますか？   | 基本的に申し込まれた事業所等に訪問させていただきます。島しょ地域等の遠隔地については、オンライン等でのヒアリングを予定しています。   |
| 7                | 専門家派遣が大変役に立ったので、継続して支援していただきたいのですが、可能ですか？                           | 公社の別の専門家派遣をご利用いただくか、個別にご契約ください。ご利用にあたり条件等ございますが、専門家派遣事業（ <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html</a> ）がございます。 |
| 8                | 専門家派遣でもらった支援レポートは今後必要となりますか？  | 助成金に申請いただく際、支援レポートの写しをご提出いただく必要があります。紛失しないよう、保管をお願いいたします。   |
| 9                | 専門家派遣の面談・視察時間はどのくらいですか？   | 訪問予定の専門家とご相談してください。   |
| 10               | 専門家はどのような方ですか？  | 中小企業診断士を派遣する予定です。   |
| 11               | 1回目と2回目は同じ専門家が来ますか？   | 原則同じ専門家を派遣する予定です。   |
| 12               | 専門家の割り当てはどのように決まりますか？   | 申込内容を確認の上、事務局が決定いたします。  |
| 13               | 一度日程を決めた後に日時変更やキャンセルをすることはできますか？                                    | 日時変更やキャンセルなどが生じた場合は、至急事務局にご連絡ください。  |
| 14               | 専門家をこちらから指名することは可能ですか？  | できません。申込内容を確認の上、事務局が決定いたします。  |
| 15               | 都外の事業所にも派遣可能ですか？  | 申込は都内に本店又は支店登記がある中小企業者のみになりますが、専門家派遣先は都外も可能です。（※対象エリアは、東京電力エリア内となります。）  |
| 16               | 複数の事業所等を所有しており、それぞれに太陽光発電や蓄電池の導入を考えている。複数の事業所等に専門家を派遣してもらうことは可能ですか？ | 専門家派遣申込書の取組実施場所欄に実施を検討している事業所等を全て記入してください。専門家派遣先については、日程の連絡等の際にご相談ください。   |
| 17               | 専門家派遣の日程の連絡はどのように来ますか？  | 事務局からメール等でご連絡差し上げます。  |
| 18               | 担当の専門家の情報を事前に教えてもらえますか？   | 派遣日時確定のご連絡をする際に、専門家の氏名等をお伝えいたします。   |

## 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号 | Q                            | A  |
|----|------------------------------|--|
| 19 | 派遣が1回か2回かは、事業者が自分で決められるのですか？ | 初回訪問・面談の際に専門家とご相談ください。                   |
| 20 | 専門家派遣日には、何か準備するものはありますか？     | ご準備いただく資料につきましては、専門家派遣実施前にご案内をさせていただきます。 |

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号              | Q   | A   |
|-----------------|---|---|
| 21              | 専門家派遣の当日は、会社の代表者が同席する必要がありますか？                    | 専門家からのヒアリング事項にご回答できる方がご同席してください。今後の事業の意思決定にかかわる内容が含まれますので、代表者や役員の方々がご同席いただくことをお勧めします。   |
| 22              | 令和5年度に専門家派遣を受けて支援レポートを受領しましたが、令和6年度の助成金の申込に使えますか？ | 令和6年度の助成金申請は、令和6年度の専門家派遣を受けた事業者を対象としています。令和5年度の支援レポートでは、助成金を申請出来ませんので、令和6年度の専門家派遣を受けてください。  |
| <b>申込資格について</b> |   |   |
| 1               | 専門家派遣の対象者を教えてください。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：東京都内に登記簿上の本店または支店があり、東京都内で事業を営んでいる中小企業者</li> <li>・個人：東京都内で開業届を提出または確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいる個人事業主</li> </ul> ※その他詳細は募集要項をご参照ください。 |
| 2               | 個人事業主で都外在住ですが、申込できますか？<br>工場等は都内にあります。            | 開業届の事業所等の住所地が都内である場合は申込いただけます。  |
| 3               | 都外に法人登記しており、都内に工場等がある場合は申込できますか？                  | 支店の登記が都内にある場合は申込いただけます。   |
| 4               | 都内に法人登記しており、都外に工場等がある場合は申込できますか？                  | 申込いただけます。（※対象エリアは募集要項をご参照ください。）   |
| 5               | 一般社団法人や一般財団法人は申込できますか？                            | 一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。<br>申込いただけるのは、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び個人事業者のみです。   |
| 6               | 都内で実質的に事業を行っているとはどういうことですか？                       | 申込を行った事業所所在地において、単に登記や建物があることだけでなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申込書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。   |
| <b>申込方法について</b> |   |   |
| 1               | 申込をしたつもりが、できていなかったようです。その時の順番で受付してもらえますか？         | 申込フォームに入力いただいた順に受け付けておりますので、別途受け付けることはできません。ご了承ください。  |
| 2               | 代理での申請は受け付けてくれますか？                                | 代理申請は認めておりません。申請していただく中小企業者さまご自身で申請をお願いします。   |

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号                         | Q   | A   |
|----------------------------|---|---|
| <b>必要な書類について（専門家派遣申込時）</b> |   |   |
| 1                          | 申込にはどのような書類の提出が必要ですか？                     | <p>「専門家派遣申込書」の他、下記3点が必要になります。内容によっては追加資料のご提出、ご説明をお願いする場合がございます。</p> <p><b>【法人】</b></p> <p>①発行3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し<br/>                 ②会社案内、パンフレット、ホームページの写し等、事業所等の所在を確認出来るもの<br/>                 ③直近2期分の決算報告書類（別表1、別表2、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、法人事業概況説明書）<br/>                 ※税務署の受付印または電子申告の受信通知（メール詳細）があるもの<br/>                 ※法人設立2年未満の場合は、提出できるもの全て</p> <p><b>【個人】</b></p> <p>①個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の收受印のあるもの、又は電子申告の受信通知添付）の写し<br/>                 ②会社案内、パンフレット、ホームページ等の写しなど、事業所の所在を確認できるもの<br/>                 ③直近2期分の確定申告書（青色申告、白色申告の場合とも、所得税の申告書、貸借対照表、損益計算書がわかるもの）<br/>                 ※税務署の受付印または電子申告の受信通知（メール詳細）があるもの<br/>                 ※設立2年未満の場合は、提出できるもの全て</p> |
| 2                          | 申込に必要な書類の提出期限はありますか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？ | <p>申請時に必要な書類をご提出ください<br/>                 なお、期日までに提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。</p>  |
| 3                          | 申込に必要な書類をすべて提出するまで、専門家派遣の日程は決まらないのでしょうか？  | <p>専門家派遣の日程は必要な書類をすべてご提出いただいた後、提出書類の内容を確認次第、連絡担当者様宛てに、派遣日時決定のご連絡を差し上げます。必要な書類はなるべく早めにご提出ください。</p>   |
| 4                          | 申込に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？           | <p>それぞれの所轄の機関にお問合せください。<br/>                 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）▶所轄の法務局<br/>                 確定申告書第一表・開業・廃業等届出書▶事業者ごとに保存したものの写しをご提出ください。紛失の場合は所轄の税務署に再発行または閲覧をご依頼ください。</p>   |
| 5                          | <b>【登記簿謄本】</b> 現在事項全部証明書でも良いですか？          | 履歴事項全部証明書をご提出ください。  |

## 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号 | Q                              | A  |
|----|--------------------------------|--|
| 6  | 【登記簿謄本】本店が都外に登記されていますが申込できますか？ | 支店が都内に登記されていれば申込いただけます。<br>本店・支店ともに都外に登記されている場合、店舗が都内にあっても申込いただけません。 |
| 7  | 【登記簿謄本】発行日がいつのものなら有効ですか？       | 申込時点で3か月以内に発行したものをご提出ください。   |

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号                | Q  | A   |
|-------------------|--|---|
| <b>助成金の申請について</b> |  |   |
| 1                 | 助成金の申請をしたいのですが、対象者を教えてください                       | 事前に令和6年度の専門家派遣を受けた事業者が対象となります。<br>※その他詳細は募集要項をご参照ください。  |
| 2                 | 助成金のみの申請は可能ですか？                                  | 本事業の支援事業者専用の助成金のため、助成金のみの利用（申請）はできません。事前に令和6年度の専門家派遣を受けた事業者が対象となります。  |
| 3                 | 助成金の申請方法について教えてください                              | デジタル庁が運営する電子申請システム j Grantsにて申請いただくため、申請時にGビズIDプライムが必要となります。GビズIDプライムとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請いただくために、ご利用いただけるログインアカウントです。助成金活用予定の方は、あらかじめデジタル庁の「GBizID」 ( <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a> ) のページにて、IDを取得していただきますようお願いいたします。 |
| 4                 | 助成金の金額はいくらですか？                                   | 助成限度額（助成金として交付されうる最大額）は1,500万円で、申請下限額100万円です。<br>また、申請区分によって助成率が変わります。<br>中小企業者：助成対象となる経費の3分の2以内（千円未満は切捨て）です<br>小規模企業者：助成対象となる経費の4分の3以内（千円未満は切捨て）です   |
| 5                 | 小規模企業者について教えてください。                               | 小規模企業者とは、前述の中小企業者のうち、以下に該当するものをいいます。（中小企業基本法第2条第5項）<br>商業（小売業・卸売業）・サービス業 従業員数が5人以下<br>製造業・その他 従業員数が20人以下<br>※ 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。<br>※小規模企業者で助成金を申請する場合は、必要書類がありますので、「本事業の助成金 募集要項」でご確認ください。            |
| 6                 | 助成対象経費とは具体的にどのような経費になりますか？                       | 専門家派遣によるアドバイス等に基づいて実施する創電・蓄電に係る経費の一部となります。<br>例：太陽光発電設備の導入、小型の風力発電の導入、蓄電池設備の導入等   |
| 7                 | 複数の事業所等を所有しており、それぞれに太陽光発電や蓄電池を導入する場合、助成対象になりますか？ | 助成限度額（助成金として交付されうる最大額）の1,500万円以内であれば、対象になります。   |
| 8                 | 自宅兼事務所に太陽光発電や蓄電池を設置する場合、助成対象になりますか？              | 事業専用として使用するものではないものに関する経費は、助成対象外です。   |

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号 | Q  | A   |
|----|--|---|
| 9  | 導入予定設備が助成対象経費となるか事前に確認してほしい。                               | <p>申し訳ございません。事前の確認はしていません。</p> <p>「本事業の助成金 募集要項」で助成対象経費についてご確認ください。</p> <p>※見積書に諸経費、雑費等詳細の確認ができない項目がある場合は、助成対象経費とすることができませんので、具体的に経費の記載がある見積書を取得してください。</p> |
| 10 | 助成対象期間について教えてください。   | 交付決定日の翌日から1年間となります。   |
| 11 | 本助成金は、法人税法42条<国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮額の損金算入>に規定する国庫補助金等に該当しますか？ | 一般的には、圧縮記帳や特別償却等をなされている企業もありますが、公社が判断するものではなく、税務署が判断するので、管轄の税務署や税理士等にご相談してください。   |
| 12 | 申請者に所有権がないものは助成対象になりますか？                                   | 申請者に所有権が帰属しないものは助成対象にはなりません。  |
| 13 | 太陽光発電や蓄電池の耐用年数を教えてください。                                    | 固定資産の耐用年数については公社が判断するものではなく、税務署が判断するので、管轄の税務署や税理士等にご相談してください。   |

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業：FAQ

| 番号                       | Q                               | A  |
|--------------------------|---------------------------------|--|
| <b>必要な書類について（助成金申請時）</b> |                                 |  |
| 1                        | 助成金の申請に必要な書類を教えてください。           | <p>「本事業の助成金 募集要項」で申請に必要な書類をご確認ください。</p> <p>※必要書類のご提出の際には、不備・不足の無いよう十分にお気を付けください。</p> <p>※受付期間中に不備が訂正されなかった場合や追加書類の提出期限を過ぎた場合には、申請書類の受理が出来ない場合がございますので、ご注意ください</p>  |
| 2                        | 納税証明書はどこで取得できますか？               | <p>それぞれの所轄の期間にお問合せください。</p> <p><b>【法人】</b><br/>                     法人事業税納税証明書・法人住民税納税証明書→都税事務所<br/>                     所得税納税証明書その1→所管税務署<br/>                     住民税納税証明書・住民税非課税証明書→区市町村</p> <p><b>【個人】</b><br/>                     個人事業税納税証明書→都税事務所<br/>                     所得税納税証明書その1→所管税務署<br/>                     住民税納税証明書・住民税非課税証明書→区市町村</p> |
| 3                        | 申請に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？ | <p>それぞれの所轄の期間にお問合せください。</p> <p>書類の入手先については、助成金募集要項をご参照ください。</p>  |